



庁舎問題に関する取り組み～vol.9～

記事に関する問合せ先

庁舎・交通体系対策室… ☎ 62 - 5677

新庁舎施設整備及び支所のあり方等を調査審議する

新庁舎施設整備等審議会が発足しました

嘉麻市新庁舎施設整備等審議会（以下「審議会」といいます。）は、新庁舎の施設整備、支所のあり方及び支所に必要な機能等を調査審議するために、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置された審議会です。

審議会は、学識経験者、公共的団体等が推薦する者及び市民からの公募による者の12人で構成されています。

（審議会委員構成）

区 分	氏 名	団体名	備 考
学 識 経 験 者	井 原 徹	近畿大学 産業理工学部	会 長
公 共 的 団 体 等 推 薦 者	村 上 曙 生	山 田 地 区 行 政 区 長 会	
	大 山 征 男	稲 築 地 区 行 政 区 長 会	
	坂 田 勲	碓 井 地 区 行 政 区 長 会	副会長
	田 中 穆	嘉 穂 地 区 行 政 区 長 会	
	芹 野 彌 生	嘉麻市社会福祉 協 議 会	

（区分別・順不同・敬称略）

区 分	氏 名	団体名	備 考
公 共 的 団 体 等 推 薦 者	松 岡 光 昭	嘉麻商工会議所	
	野 見 山 利 三	嘉 麻 市 商 工 会	
	有 吉 直 子	かま男女共同参画 推進ネットワーク	
	野 上 真 吾	嘉 麻 市 P T A 連 合 会	
公 募 者	藤 井 幹 裕	公 募 委 員	
	廣 瀬 公 彦	公 募 委 員	

【第1回審議会の概要】

- 開催日時／8月21日（金）19時～

- 主な協議内容

審議会委員に対する委嘱書の交付や委員及び事務局職員の紹介、当該審議会の位置づけに関する説明を行った後、会長及び副会長の選任が行われました。

また、市長から井原会長へ諮問が行われた後、審議会の今後の協議内容及びスケジュールやその他の資料などの説明が行われました。

【諮問】

正副会長の選任後、審議会に対し、市長が諮問を行いました。

【諮問事項】

- （1）新庁舎建設基本計画（案）に関すること。
- （2）支所庁舎のあり方及び支所に必要な機能に関すること。
- （3）その他新庁舎施設整備等に関し、市長が特に必要と認める事項に関すること。

（諮問理由の概要）

- ・本市の4つの庁舎は、老朽化が顕著となっており、また、各庁舎とも狭隘なため、分庁方式を取らざるを得ず、行政サービスの分散化などによる市民サービスの低下、バリアフリーや防災対策、情報化などへの対応など、現在の庁舎は多くの問題を抱えていること。
- ・嘉麻市行政改革審議会においても、嘉麻市の将来における危機的な財政状況を危惧する意見が示され、財政状況の改善を図る1つの手法である、分庁方式の解消、行政組織の効率化、職員の削減等を実現するためにも、庁舎問題の解決が必要不可欠であると指摘されていること。



▲ 諮問の様子

- ・新庁舎建設に対する有利な財源である合併特例債を活用できる期限での早急なる対応が求められるところであり、その状況を踏まえ、支所のあり方等を含む、新庁舎建設に係る基本計画を策定し、庁舎に関する方向性を定めること。
- ・この新庁舎建設の取り組みは、本市の将来のまちづくりの方向性を定める重要な事業の1つであると考えており、市民の皆さんの関心も大変高い事業でもあり、更なる市民の皆さんの安心・安全の確保、新庁舎に求められる機能など、広く市民に利用され、親しまれる庁舎整備について、大所高所からの調査審議し、本市をめぐる多岐にわたる課題を解決すること。

【審議会の今後のスケジュールについて】

以下の日程により審議会を開催していくことで確認されました。

項目	平成 27 年					平成 28 年		
	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
会議日程	第 1 回 (8/21)	第 2 回 (9/18)	第 3 回 (10/16)	第 4 回 (11/20)		第 5 回 (1/15)	第 6 回 (2/19)	
市議会		・ 報告			・ 報告			・ 報告 ・ 関連予算提出 ・ 関連条例提出

※ このスケジュールは、今後の審議状況等により変更されることがあります。

【その他資料等について】

平成 27 年 1 月に実施したアンケート調査の結果や市民説明会において配布した資料、これまで広報嘉麻に掲載した庁舎課題に関する特集記事等に関する資料について説明しました。

● 提出資料

- ・ 資料 1 庁舎課題に関する事務フロー
- ・ 資料 2 審議会条例、規則
- ・ 資料 3 審議会の協議内容の主なもの
- ・ 資料 4 審議会のスケジュール
- ・ 資料 5 庁舎に関するアンケート結果（平成 27 年 1 月アンケート実施）
- ・ 資料 6 市民説明会配布・説明資料（平成 27 年 5 月実施）
- ・ 資料 7 広報嘉麻の庁舎関連特集抜粋（平成 27 年 2 月～ 8 月号）
- ・ 資料 8 庁舎の現状とその対応に関する考え方（平成 27 年 7 月作成）



※ これらの提出した資料については、ホームページや各庁舎の情報コーナーで閲覧ができます。

▲ 第 1 回審議会資料

《傍聴に関する注意事項》

嘉麻市新庁舎施設整備等審議会の会議は、傍聴することができます。
傍聴に関する事項は、次の記載のとおりです。

傍聴定員／5 人

傍聴手続き

- (1) 傍聴希望者は、開催予定時刻 30 分前までに会場で受付を行い、氏名と住所のご記入をお願いします。
- (2) 受付開始時間は、審議会開催日の 18 時からです。
- (3) 定員を超える場合は抽選により傍聴人を決定します。



新庁舎建設に伴う旧庁舎資産の利活用及び 支所の設置について市の方向性が示されました

9月8日に開催された、第3回新庁舎に関する調査特別委員会において、庁舎課題に関する重要な視点別の施策の方向性として、地域活性化に関する考え方を示した、庁舎課題に関する基本計画（骨子案）が資料として提出されました。なお、この内容は、嘉麻市新庁舎施設整備等審議会において議論されます。

【地域活性化の基本的な考え方】

従来の庁舎あった地域が有機的に連携し、嘉麻市の主要な4つの地域として活性化され、発展することが重要であるとの考えに基づき…。

【庁舎資産の利活用の方向性として（全体像）】

- 山田地区、碓井地区、嘉穂地区に支所を設置する。
- 支所の規模は諸証明の発行や簡易な申請及び相談、また、地域振興やコミュニティ拠点として、職員10人程度の職員が勤務できる執務室、期日前投票や各公共的団体が使用できる会議室、防災資機材を置くことができるスペースを持つ施設をイメージとする。
- 現状において、各庁舎位置から遠方にある地域においては、郵便局等での住民票等の交付の実現性について検討する。
- 住民の利便性を図るため、市バス等の循環バスの運行を検討する。
- 各庁舎の利活用計画・実施については庁内に専門の部署（係）を設置し具現化を図る。

庁舎資産利活用イメージ（全体像）



【庁舎資産の利活用の方向性（各庁舎利活用イメージ）】

下記の内容については、庁舎課題と関連する地域活性化の一つの戦略位置として、既存の庁舎場所の利活用を想定し、新庁舎施設整備等審議会等での意見をいただきながら、検討していくものとします。なお、これらの地域活性化策は、市の総合計画等において、今後のまちづくりの拠点として市の全体ビジョンに位置づけ、専門的な部署を配置したうえで具体的な対応を図っていく予定です。

※ これらの提出した資料は、ホームページや各庁舎の情報コーナーで閲覧ができます。

《 碓 井 庁 舎 》

●庁舎として（1階、2階の一部、3階の一部）

- ・平成32～38年度 教育委員会を配置（教育センターを含む）
- ・支所の設置
- ・その他、既設システムのサーバー室、情報のバックアップセンター、公文書館等

●公民館として（2階の一部、住民センター）

- ・碓井地区公民館及び一部を観光まちづくり団体等への貸出

●公共施設として（碓井庁舎前面駐車場ゾーン）

- ・民間譲渡区画として、分譲宅地、商業施設、工場団地等としての活用として一定期間の公募を行い、民間活力の導入を図る。（PFI、PPP も検討）
- ・公募による民間活力公募がなかった場合は、碓井庁舎前面の芝生化、遊具設置等（道の駅を訪れる家族層の遊び場所、憩いの場として）等を行い、道の駅を中心とし、商業集積地としての利活用を検討する。

《 山 田 庁 舎 》

●庁舎として

- ・既存庁舎は合併特例債の活用期限内に除却する。
- ・支所は、市バスのバス停の利便性等を考慮し、山田生涯学習館周辺部に設置する。

●関連施設として

- ・民間事業となるCATV 関係施設は、残存するため、区画整理が必要となる。
- ・山田庁舎奥に従来住居があるため、敷地内の一部を道路認定する等の区画整理が必要となる。

●民間活用施設として

- ・民間譲渡区画として、分譲宅地、商業施設、工場団地等としての活用として一定期間の公募行い、民間活力の導入を図る。（PFI、PPP も検討）
- ・公募による民間活力公募がなかった場合は、上記関連施設を除き、分譲宅地とし、定住化を図る。

《 嘉 穂 庁 舎 》

●庁舎として

- ・既存庁舎は合併特例債の活用期限内に除却する。
- ・既存庁舎の敷地の一部に支所を設置

●民間活用として

- ・民間譲渡区画として、分譲宅地、商業施設、工場団地等としての活用として一定期間の公募行い、民間活力の導入を図る。（PFI、PPP も検討）
- ・公募による民間活力公募がなかった場合は、上記関連施設を除き、分譲宅地とし、定住化を図る。

※ 隣接する旧大隈小学校の校舎敷地との一体的な整備計画を検討する。

《 稲 築 庁 舎 》

●庁舎として

- ・合併特例債が活用できる期限のうちに除却するのが最善と思われるため、これを前提として方向性を定める。なお、個別具体的な稲築庁舎資産関係の活用検討は、新庁舎の基本計画と一体性があるため、別途検討する。

